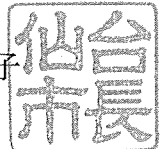


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により変更届出書の提出のあった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき条例第12条の規定を適用し、次のとおり公告し、開発事業計画書（変更）を縦覧に供します。

なお、開発事業計画書（変更）について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、この公告の日から、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。

令和7年3月7日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の氏名及び住所

住 所 仙台市太白区鉤取本町1丁目1番6号

氏 名 阿部善産業株式会社 代表取締役 古川恒光

2 変更後の開発事業の名称及び目的

名称 坪沼岩石採取事業

目的 公共事業をはじめとする土木建築用等、各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を有効に安定供給するため

3 変更後の開発事業の事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区坪沼字客戸沢1番1, 1番3, 1番4, 1番5, 1番6, 1番7, 1番9, 5番9, 7番, 8番, 9番1, 9番2, 9番3, 9番4, 9番5, 9番6, 9番7, 9番8, 9番9, 9番10, 9番11, 9番12, 9番13, 9番14, 9番15, 9番16, 9番17, 9番18, 10番1, 10番5, 10番6, 10番7, 10番8, 10番9, 10番10, 10番11, 10番12, 10番13, 10番14, 10番15, 10番30, 10番31, 10番32, 10番33, 10番34, 11番1, 11番2, 11番3, 11番4, 11番5
仙台市太白区坪沼字滝ノ原1番1, 1番2, 5番1, 5番3, 8番, 9番1, 9番2, 9番3

仙台市太白区坪沼字大木田41番1, 41番5, 42番1, 43番1, 44番1

仙台市太白区坪沼字北原33番3

面積 515,683.05㎡

4 変更後の開発事業計画書の縦覧の期間及び時間

期間：令和7年3月7日から令和7年3月28日

（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

5 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課

6 意見書の提出先等

意見書の提出先 栃木家宇都宮市みどり野町16番4号

株式会社フケタ都市開発 菊地 昭祥

注意事項 意見書には、次の事項を記入して下さい。

- (1) 意見書の提出の対象である開発事業の名称
- (2) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見